

●香川県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年11月12日から同年12月3日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 西 原 義 一

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 広島循環線（258号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市広島町釜ノ越字釜ノ越 3242番1地先から 丸亀市広島町釜ノ越字釜ノ越 3241番6地先まで	前	5.3~18.5	233	道路改修工事に伴う現道 拡幅
	後	5.3~18.9	233	